

白川町電子計算組織管理運営規則及び白川町行政情報コーナー設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

白川町長 佐伯正貴

白川町規則第34号

白川町電子計算組織管理運営規則及び白川町行政情報コーナー設置規則の一部を改正する規則

(白川町電子計算組織管理運営規則の一部改正)

第1条 白川町電子計算組織管理運営規則(平成元年白川町規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(サーバー室への立入制限)</p> <p>第16条 電子計算組織(端末装置を除く。)が設置されている場所(データが保管されている場所を含む。以下「サーバー室」という。)には、電子計算処理に関係のある職員以外の者を立ち入らせてはならない。ただし、保護担当者の許可を得て立ち入らせる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により電子計算処理に関係のある職員以外の者がサーバー室等に立ち入る場合は、原則として保護担当者の所属する課の職員が立ち会うものとする。</p>	<p>(電算室への立入制限)</p> <p>第16条 電子計算組織(端末装置を除く。)が設置されている場所(データが保管されている場所を含む。以下「電算室」という。)には、電子計算処理に関係のある職員以外の者を立ち入らせてはならない。ただし、保護担当者の許可を得て立ち入らせる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により電子計算処理に関係のある職員以外の者が電算室等に立ち入る場合は、原則として保護担当者の所属する課の職員が立ち会うものとする。</p>

(白川町行政情報コーナー設置規則の一部改正)

第2条 白川町行政情報コーナー設置規則(平成13年白川町規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 行政情報コーナーの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 本庁 1階</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 行政情報コーナーの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 本庁本館1階ロビー</p>

改正後	改正前
<p>(業務時間)</p> <p>第4条 行政情報コーナーの業務時間は、<u>白川町庁舎管理規則(令和8年白川町規則第1号)第5条第2項及び第3項に定める時間</u>とする。</p> <p>(休日)</p> <p>第5条 行政情報コーナーの休日は、白川町の休日を定める条例(平成元年白川町条例第26号)<u>第1条第1項第3号</u>に規定する休日とする。</p> <p>(利用者の遵守事項等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 利用者は、<u>白川町庁舎管理規則第8条に定める禁止行為</u> _____をしてはならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(業務時間)</p> <p>第4条 行政情報コーナーの業務時間は、<u>午前8時30分から午後5時15分まで</u> _____とする。</p> <p>(休日)</p> <p>第5条 行政情報コーナーの休日は、白川町の休日を定める条例(平成元年白川町条例第26号)<u>第1条</u>_____に規定する休日とする。</p> <p>(利用者の遵守事項等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 利用者は、<u>白川町庁舎管理規程(昭和53年訓令乙第1号)第13条の規定に基づき、騒がしい行為</u>をしてはならない。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この規則は、令和8年1月13日から施行する。